

綾川町民間住宅耐震対策支援事業

～あなたやご家族を守るため、住宅の耐震対策を実施しませんか～

補助を受けられる方

※平成32年度までの制度

- 綾川町内に存する住宅の所有者又は所有者から承諾を得た方
- 町税等の滞納がないこと

対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工された**一戸建て住宅又は長屋建て住宅（住宅の用に供する部分が過半以上の併用住宅も含む）※枠組壁工法・丸太組工法及び大臣の特別な認定を得た工法等は除く
- 建築基準法の規定に基づく違反がないこと
- 耐震対策を行った後も主たる居住の場として、引き続き利用すること

■ 耐震診断

（補助金の額）＝ 耐震診断に要した費用×9/10【**※9万円を上限**】

■ 耐震改修工事（実施設計費用も含む）

（補助金の額）＝ 耐震改修工事に要した費用と**90万円**を比べていずれか少ない額

- ・耐震診断により（上部構造評点 1.0 未満）と判断されたもの
- ・工事の内容が（上部構造評点 1.0 以上）のレベルに改修するもの

■ 簡易耐震改修工事（実施設計費用も含む）

（補助金の額）＝ 簡易耐震改修工事に要した費用と**50万円**を比べていずれか少ない額

- ・耐震診断により（上部構造評点 0.7 未満）と判断されたもの
- ・工事の内容が（上部構造評点 0.7 以上 1.0 未満）まで耐震性を高めるもの

■ 耐震シェルター等設置工事（実施設計費用も含む）

（補助金の額）＝ 耐震シェルター等購入・設置費用と**20万円**を比べていずれか少ない額

- ・耐震診断により（上部構造評点 1.0 未満）と判断された住宅に設置するもの
- ・香川県が指定する耐震シェルター及び耐震ベッドを設置する場合に限ります

※上記のほかにも要件等があります。

注意事項

- (1)同一の敷地について、二度の補助は受けられません。
- (2)耐震診断は、所定の講習を受けた建築士によることが必要です。
- (3)交付決定前に契約を行った場合は、補助を受けることができません。
- (4)**耐震改修・簡易耐震改修・耐震シェルター等設置は、いずれか一つのみが補助対象となります。**
- (5)県内に営業所を有する事業者が施工する場合に限ります。（※シェルター等設置工事を除く）

※予算に限りがありますので、事前にご相談ください

問い合わせ先・・・綾川町役場 建設課 電話：087-876-5280

大震災への備えとして耐震対策を行いませんか！

H28.4月から補助制度拡充

- ◇ 簡易な耐震改修工事の補助 **新設**
- ◇ 耐震シェルター等設置工事の補助 **新設**
- ◇ 耐震改修工事費の補助金 **拡充**

①耐震診断を受けましょう

要件

- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅
- ・ 綾川町内に存する住宅であり、耐震対策後も主たる居住の場として利用されること
- ・ 町税等の滞納がないこと など



9万円を限度に補助

②診断結果が・・・

(耐震性の評価) 【例：木造住宅の場合】

上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

評点 0.7 以上 1.0 未満



※いずれか一つ選べます

耐震改修工事【90万円まで全額補助】

耐震シェルター等設置工事【20万円まで全額補助】

評点 0.7 未満



耐震改修工事【90万円まで全額補助】

簡易耐震改修工事【50万円まで全額補助】

耐震シェルター等設置工事【20万円まで全額補助】